

# Ⅳ 子育て支援等

## 1 児童の健全育成



# 子育て支援子ども医療費助成

子どもの疾病等の治療を容易にし、福祉の向上と健全な発育の促進を図ることを目的に、子どもが医療機関などで受診をしたときに、保険診療分の医療費の一部を助成します。

## ▼助成の対象期間

出生、転入の日から中学校卒業（15歳に到達する年度の3月31日）または転出する日まで。

## ▼助成方法

### 県内の医療機関を受診した場合

受診された医療機関で、受給資格証（緑色）と健康保険証を提示してください。

### 県外の医療機関の受診、資格証を提示しなかった場合

1. 受診された医療機関では、保険証を提示し、一部負担金をお支払いください。
2. こども課に、一部負担金領収書と申請書を提出してください。
3. 申請は医療機関を受診後、1年以内にしてください必要があります。

## ▼助成額

1. 0歳から小学校入学前まで  
一診療報酬明細書(1レセプト)ごとの自己負担上限額 350円（調剤薬局は無料）
2. 小学校以上中学校卒業まで  
一診療報酬明細書(1レセプト)ごとの自己負担上限額 800円（調剤薬局は無料）

## ▼助成の対象となるもの

医療機関の窓口で支払う保険診療の自己負担分等が対象となります。詳細は問い合わせください。

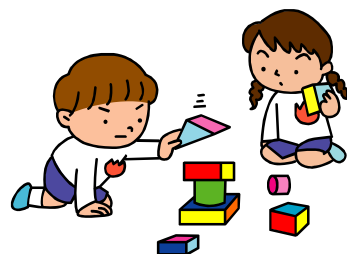
## ▼資格証の交付

### ○ 申請先

|           |                  |
|-----------|------------------|
| こども課      | TEL 0984-23-1278 |
| 須木庁舎住民生活課 | TEL 0984-48-3111 |
| 野尻庁舎住民生活課 | TEL 0984-44-1100 |

### ○ 申請に必要なもの

- (1) 健康保険証（助成対象となる乳幼児または児童が加入するもの）
- (2) 本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）



# 児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として、満15歳以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。手当を受け取るには、認定請求書(申請)を原則、誕生日や転入日の翌日から15日以内に提出する必要があります。

## ▼児童手当の支給額

| 支給対象年齢区分       |         | 児童1人につき一律 |                        |
|----------------|---------|-----------|------------------------|
|                |         | 所得制限限度額未満 | 所得制限限度額以上<br>所得上限限度額未満 |
|                |         | 児童手当(円)   | 特例給付(円)                |
| 3歳未満           |         | 15,000    | 5,000                  |
| 3歳以上<br>小学校修了前 | 第1子、第2子 | 10,000    |                        |
|                | 第3子以降   | 15,000    |                        |
| 中学校修了前         |         | 10,000    |                        |

※手当の支給にあたっては、「対象となる児童の年齢や人数」「請求者の所得額」等により決定します。  
 ※所得の判定は、前年の所得で判定します。(1月～5月分の児童手当は、前々年の所得で判定します。)この所得判定で所得上限限度額以上の請求者には手当が支給されません。  
 ※「第3子以降」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

## ▼所得上限額表

| 扶養親族等の数                       | ①所得制限限度額 |            | ②所得上限限度額 |            |
|-------------------------------|----------|------------|----------|------------|
|                               | 所得額(万円)  | 収入額の目安(万円) | 所得額(万円)  | 収入額の目安(万円) |
| 0人<br>(前年末に児童が生まれていない場合等)     | 622      | 833.3      | 858      | 1,071      |
| 1人<br>(児童1人の場合)               | 660      | 875.6      | 896      | 1,124      |
| 2人<br>(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合) | 698      | 917.8      | 934      | 1,162      |
| 3人<br>(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合) | 736      | 960        | 972      | 1,200      |
| 4人<br>(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合) | 774      | 1,002      | 1,010    | 1,238      |
| 5人<br>(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合) | 812      | 1,040      | 1,048    | 1,276      |

## ▼認定請求に必要なもの

- ① 請求者名義の振込口座が分かるもの ② 本人確認書類(運転免許証等)  
 ③ 請求者と配偶者等の個人番号のわかるもの(マイナンバーカード等) ④ 請求者の健康保険証  
 ※出生や転入(転出予定日)等事実が発生した日の翌日から15日以内に申請が必要となります。

## ▼児童手当の支払時期

原則として、毎年2月、6月、10月の10日に、それぞれの前月分までの手当を支給します。(10日が金融機関が休業日になる場合は、その前の営業日となります。)なお、児童手当の支給は、認定請求した日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終了します。

## ▼問合せ先

こども課

TEL 0984-23-1278

# 放課後児童クラブ・放課後児童支援事業

仕事等の理由で帰宅後に保護者が自宅にいない小学生に対し、適切な遊びと生活の場を提供します。

## ▼開設日

日曜日、祝日、年末年始を除く ※災害や感染症対策等による臨時休業の場合あり。

## ▼時 間

平日（学校のある日）／下校時～18：00

土曜日・長期休業期間・学校行事の振替休日／8：00～18：00

## ▼費 用

月額 3,000円

※その他、保護者会費・傷害保険料・雑費等が必要です。詳細は、児童クラブへ直接お問い合わせください。



| クラブ名《令和6年4月1日現在》   | 住 所                | 電話番号          |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 小林小放課後児童クラブ        | 小林小学校敷地内専用施設       | 0984-23-5083  |
| 細野小放課後児童クラブ        | 細野小学校余裕教室          | 0984-23-7234  |
| 南小放課後児童クラブ         | 南保育園内              | 0984-22-6221  |
| こばと放課後児童クラブ        | 認定こども園こばと保育園内      | 0984-22-6692  |
| みまつ放課後児童クラブ        | 認定こども園みまつ保育園内      | 0984-22-4446  |
| 三松小放課後児童クラブ        | 三松小学校敷地内専用施設       | 0984-23-8731  |
| 三松小第2放課後児童クラブ      | 三松公民館（認定こども園みまつ隣）  | 0984-23-8733  |
| 三松小第3放課後児童クラブ      | 農村環境改善センター研修室      | 0984-23-0755  |
| 東方放課後児童クラブ         | 東方保育園内             | 0984-22-3761  |
| 西小林放課後児童クラブ        | 認定こども園西小林保育園内      | 0984-27-1647  |
| 緑ヶ丘放課後児童クラブ        | 市役所第4別館隣【細野445番地2】 | 0984-22-3316  |
| キッズサポートルーム HUG通り町  | 民家【細野1616番地2】      | 080-4699-7144 |
| キッズサポートルーム HUG上ノ馬場 | 二口小児科医院跡【真方212番地1】 | 080-9106-7767 |
| 野尻放課後児童クラブ         | 野尻小学校前専用施設         | 0984-44-3636  |
| 紙屋小放課後児童クラブ        | 紙屋小学校余裕教室          | 0984-46-1888  |
| 栗須小放課後児童クラブ        | 栗須小学校余裕教室          | 0984-44-3385  |
| 大塚原放課後児童クラブ        | 大塚原認定こども園内         | 0984-44-0700  |
| 野尻保育園放課後児童クラブ      | 野尻保育園内             | 0984-44-1138  |
| こばかん児童クラブ          | 小林看護医療専門学校内        | 0984-27-3010  |
| 須木中央保育園放課後児童クラブ※   | 須木中央保育園内           | 0984-48-2050  |

※小規模多機能・放課後児童支援事業

# 児童センター

地域の子どもたちに健全な「遊び場」を与え遊びを通して体力増進を図り、情操豊かな子どもを育てるとともに、児童の保護者への育児支援を図る児童厚生施設です。市内に2ヶ所設置してあります。

## ▼利用対象者

児童及びその同伴者、団体利用申請者など

## ▼利用時間

- ・児童及びその同伴者 10：00～17：00
- ・団体利用（子供会や地域活動クラブなど） 9：00～21：00  
（ただし、団体の利用は、事前申請が必要です。）

## ▼休館日

月曜日、第3日曜日、金曜日

国民の祝日に規定する日（ただし、こどもの日を除く）

12月29日から翌年1月3日まで

## ▼利用の制限

次に該当する場合は、児童センターの利用はできません

- インフルエンザなどの感染性疾患のおそれがある場合
- 秩序を乱すおそれがあるとみとめられる場合

## ▼児童の遵守行為

児童センターを利用する人は次のことをしてはいけません

- 建物または、設備を損傷し、または損傷のおそれがある行為
- 他の利用者に迷惑をかけるような行為



## ▼問合せ先

中央児童センター  
西小林児童センター

TEL 0984-22-7916  
TEL 0984-27-2470

# 児童遊園地

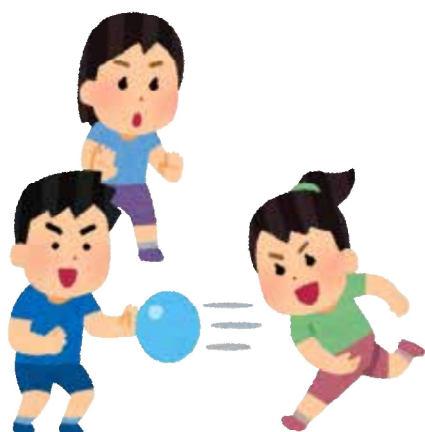
児童の遊び場を確保し、健全な育成を図ることを目的とした屋外型の児童厚生施設です。

## ■児童遊園施設一覧表

| 施 設 名 |               | 場 所               |
|-------|---------------|-------------------|
| 小林地区  | 上 町 児 童 遊 園   | 小林市細野2315番地4      |
|       | 城 山 児 童 遊 園   | 小林市細野2991番地1      |
|       | 細 野 児 童 遊 園   | 小林市細野4481番地       |
|       | 八 幡 原 児 童 遊 園 | 小林市細野2347番地       |
|       | 池 ノ 原 児 童 遊 園 | 小林市細野1932番地3      |
|       | 橋 谷 児 童 遊 園   | 小林市北西方2545番地イ     |
|       | 石 塚 児 童 遊 園   | 小林市北西方1076番地32    |
|       | 新 田 場 児 童 遊 園 | 小林市真方5451番地1      |
| 須木地区  | 永 田 児 童 遊 園   | 小林市須木下田1157番地1    |
| 野尻地区  | 大 脇 児 童 遊 園   | 小林市野尻町三ヶ野山1317番地1 |
|       | 野尻中央 児 童 遊 園  | 小林市野尻町東麓1159番地1   |

## ▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



# 児童プール

児童の遊び場を確保し、健全な育成を図ることを目的とした、屋外型の児童厚生施設です。3歳以上13歳未満の子どもが利用できます。（未就学児については保護者同伴）

## ▼利用できる児童プール

| 施 設 名     | 場 所                           |
|-----------|-------------------------------|
| 緑ヶ丘 児童プール | 小林市細野503番地5（緑ヶ丘公園内）           |
| 細野 児童プール  | 小林市細野4472番地1（細野団地内）           |
| 新 竹 児童プール | 小林市細野1755番地2（クリーン・アクア・ビバレッジ裏） |

## ▼児童プール開設期間

夏休み期間中

（日程は毎年変わりますので、詳しくはこども課にお問合せください）

## ▼利用時間

10：00～12：00

13：00～16：00

## ▼定休日

毎週 金曜日（水の入替や清掃等のため）

（大雨や雷雨、台風等の気象に応じて臨時閉鎖する場合があります。）

## ▼問合せ先

こども課

TEL 0984-23-1278



## 地域子育て支援センター

専門の指導者を配置し、育児相談、育児サークルづくりなどの活動を通して、幅広く子育て支援活動を行っています。

### ▼事業の内容

- 育児不安等についての相談や指導
- 子育てサークル等の育成や活動支援 など

### ▼施設の名称・連絡先など

#### 子育て支援センター 「チポリーノ館」

小林市細野735番地2

社会福祉法人こばと福祉会 こばと保育園敷地内

TEL 0984-22-2102

|         |         |         |            |
|---------|---------|---------|------------|
| *利用時間等* | 子育て相談   | 月曜日～金曜日 | 9:00～16:00 |
|         | チポリーノ広場 | 月曜日～金曜日 | 9:00～16:00 |

#### 子育て支援センター 「おひさま」

小林市真方89番地1

小林市保健センター2F

TEL 0984-23-0320

|         |         |             |
|---------|---------|-------------|
| *利用時間等* | 月曜日～土曜日 | 9:00～12:00  |
|         |         | 13:00～16:00 |

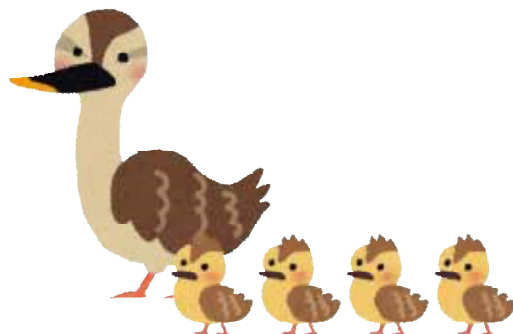
#### 野尻のびのび子育て支援センター

小林市野尻町東麓2166番地2

野尻保育園となり

TEL 0984-44-1881

|         |             |             |
|---------|-------------|-------------|
| *利用時間等* | 月曜日、水曜日、金曜日 | 9:00～12:00  |
|         |             | 13:00～16:00 |



# ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の手助けをしてほしい人（おねがい会員）と、育児の協力をしてくれる人（まかせて会員）が助け合う、相互援助活動です。利用するためには、まず会員登録が必要です。

## ▼サポート内容

- ・ 急な残業や用事で子どもを保育所や学童等に迎えに行けないとき
  - ・ 子どもをちょっと預かって欲しいけど、頼れる人がそばにいないとき
- ＊急な援助が必要な子どもへの対応で、短時間で補助的なものです。

## ▼会員の要件

- ・ まかせて会員…育児の協力をしてくれる人  
小林市在住で、20歳以上の心身ともに健康で子育て支援に意欲のある方（センターの実施する講習会を受講していただきます）
- ・ おねがい会員…育児の手助けをしてほしい人  
小林市在住または勤務地が小林市の方で、生後3ヶ月から小学生までの子のいる方
- ・ 両方会員…まかせて会員と、おねがい会員の両方を兼ねる人

## ▼利用時間

原則、7：00～19：00まで（会員同士の合意があるときはこの限りではない）

## ▼利用料金（謝礼）

おねがい会員はまかせて会員に対し相互援助活動の終了後、下記の料金を支払う

| 利 用 区 分                                                                   | 基 準 額                  |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 月曜日から金曜日まで（午前7時から午後7時まで）<br>ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く | 児童1人につき<br>1時間あたり 500円 |
| 上 記 以 外                                                                   | 児童1人につき<br>1時間あたり 600円 |

＊万が一の事故に備え、市が補償保険に加入します。  
（保険料自己負担なし）

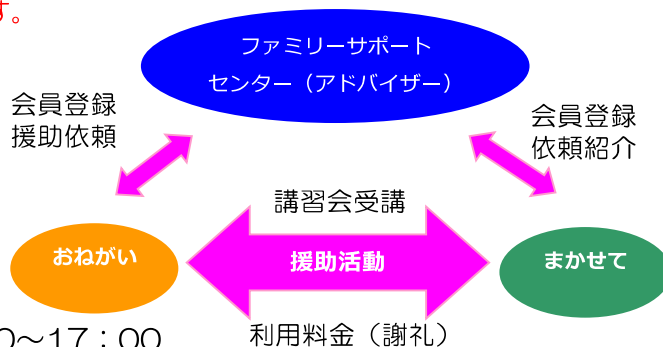
## ファミリー・サポート・センター「虹」

小林市真方89番地1

小林市保健センター2F

TEL 0984-23-1888

＊利用時間等＊ 月曜日～金曜日 8：30～17：00



# Ⅳ 子育て支援等

## 2 保育サービス



# 教育・保育施設

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざし、幼児教育と保育が必要な子どもへの保育を保障するため、それぞれの子どもの状況に応じた教育・保育の提供を行います。

## ▼支給認定

小学校に入学するまでの子どもは、状況に応じて保育所・認定こども園・幼稚園を利用することができます。利用にあたっては、年齢や保育の必要性により下記の区分の認定を受ける必要があります。

### 支給認定区分

|      |                                 |                         |
|------|---------------------------------|-------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の就学前の子どもで、保育を必要としない子ども     | 幼稚園<br>認定こども園           |
| 2号認定 | 満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども | 保育所<br>認定こども園<br>小規模保育等 |
| 3号認定 | 満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども |                         |

## ▼保育所・認定こども園の入所基準(2号認定・3号認定)

保護者等が次のような理由で、児童の保育が出来ない場合に限ります。

| 類 型     | 保護者が日々児童を保育できない理由        |
|---------|--------------------------|
| 家庭外労働   | 家庭外で仕事をしている場合            |
| 家庭内労働   | 農業・自営業等の家庭内で仕事をしている場合    |
| 妊娠・出産   | 妊娠・出産をした場合               |
| 疾病・障がい等 | 病気または心身に障がい等がある場合        |
| 病人の看護等  | 同居の親族を常時看護、介助にある場合       |
| 災害の復旧   | 保護者が災害等の復旧により、保育が出来ない場合  |
| 求職活動    | 仕事をする意思があり、仕事をさがしている場合   |
| 就 学     | 大学等への就学、職業訓練校等に通っている場合   |
| その他     | 上記のほか、保育を必要とする理由に認められる場合 |

## ▼保育料

- 保育料は、世帯の市町村民税所得割課税額で決定します。
- 保育料等は、必ず期限までに納付してください。
- 保育料は、長期欠席されても在籍中はお支払いただくこととなります。
- 令和元年10月より3歳以上の保育料は無償化されました。

## ▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



# 小林市内教育・保育施設一覧

(令和6年4月現在)

| 類型       |       | 園名            | 連絡先          |
|----------|-------|---------------|--------------|
| 認定こども園   | 幼保連携型 | 認定こども園日章      | 0984-22-6043 |
|          |       | 朋こども園         | 0984-23-2517 |
|          |       | 認定こども園みまつ     | 0984-22-4446 |
|          |       | 認定こども園こすもす    | 0984-23-5204 |
|          |       | 大塚原認定こども園     | 0984-44-0700 |
|          |       | 認定こども園栗須保育園   | 0984-25-7800 |
|          | 幼稚園型  | 認定こども園小林昭和幼稚園 | 0984-22-2403 |
|          |       | 認定こども園太陽の子幼稚園 | 0984-23-9293 |
|          |       | 小林カトリック幼稚園    | 0984-22-2756 |
|          |       | 認定こども園育英幼稚園   | 0984-22-4031 |
|          | 保育園型  | 認定こども園ひまわり保育園 | 0984-23-6870 |
|          |       | 認定こども園西小林保育園  | 0984-27-1647 |
|          |       | 認定こども園こばと保育園  | 0984-22-6692 |
|          |       | 認定のじりこども園     | 0984-44-1138 |
| 保育所      |       | 市立中央保育所       | 0984-23-3481 |
|          |       | 南保育園          | 0984-22-3610 |
|          |       | 小林乳幼児保育園      | 0984-22-4887 |
|          |       | 細野保育園         | 0984-22-3576 |
|          |       | さくら保育園        | 0984-23-4032 |
|          |       | 朝日保育園         | 0984-22-5071 |
|          |       | まがた保育園        | 0984-22-4601 |
|          |       | 東方保育園         | 0984-22-3761 |
|          |       | 永久津保育園        | 0984-22-5610 |
|          |       | 紙屋保育園         | 0984-46-0122 |
| 幼稚園      |       | かおる幼稚園        | 0984-27-2067 |
| 幼稚園（従来型） |       | 小林幼稚園（休園中）    | 0984-22-2771 |
| 小規模保育事業  |       | 市立須木中央保育園     | 0984-48-2050 |

## 特別保育

### ▼延長保育

保護者の仕事の都合など、やむを得ない事情のある場合、保育所または認定こども園で通常の保育時間を超えて保育します。

### ▼一時預かり

保護者の仕事の都合または病気やけが、冠婚葬祭などのやむを得ない事情、あるいは育児による疲れなどにより、一時的に家庭での保育ができなくなる場合、児童を保育所または認定こども園にて一時的に保育をします。

### ▼障がい児保育

障がいを持つ児童であっても、集団保育が可能で日々通所できる場合は、通常保育を利用できます。入所する前に、入所を希望する保育所または認定こども園にお問い合わせ下さい。

### ▼休日保育

日曜、祝日等に保護者が勤務等のため児童の保育ができない場合、休日保育を利用できます。（指定園：認定こども園こばと保育園、大塚原認定こども園、認定こども園西小林保育園）

### ▼病後児保育

病気の回復期にあり、集団保育が困難で、保護者が勤務等のため児童の保育ができない場合に利用できます。専属の看護師・保育士がお世話します。（指定園：認定こども園こすもす保育園『病後児ケアハウスこすもす』）

### ▼預かり保育

保護者の仕事の都合など、やむをえない事情がある場合、幼稚園または認定こども園で通常の教育時間を超えて児童を預かります。

### ▼問合せ先

こども課      TEL 0984-23-1278





# Ⅳ 子育て支援等

## ３ ひとり親支援施策



# 児童扶養手当

児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者。または20歳未満で法令に定める程度の障害の状態にある者。）と生計を同じくするひとり親世帯の父または母もしくは父母と生計を同じくしていない児童を養育している人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図る制度です。

## ▼受給資格

児童の状況が次のいずれかに該当すること

- 父または母が婚姻を解消（事実婚・内縁関係の解消を含みます）
- 父または母が死亡
- 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある
- 父または母が生死不明
- 父または母が1年以上遺棄している
- 父または母が1年以上拘禁されている
- 未婚の子
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている など

※ 父母以外の方が児童を養育している場合は、児童と同居していること

## ▼手当の額

令和6年4月1日現在

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 児童1子目   | 月額 45,500円～10,740円             |
| 児童2子目   | 上記の手当額に月額 10,750円～5,380円を加算した額 |
| 児童3子目以降 | 上記の手当額に月月 6,450円～3,230円を加算した額  |

※所得に応じて手当額は決定されます。なお、公的年金（遺族、障害、老齢、労災等の年金）を受給している場合は、児童扶養手当が年金額より高い場合のみ差額を支給します。

## ▼手続きに必要なもの

- 戸籍謄本（申請者のもの1通、児童のもの1通）
- 申請者名義の金融機関の通帳又はキャッシュカード
- 本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）
- その他、支給要件や監護状況に応じて必要な書類

## ▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



# ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図ることを目的に、医療費の一部が助成されます。

|          |                                                                                                                                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者      | <p>母親・父親 →20歳未満の者を扶養している配偶者のない人（父母のいない児童を養育する者を除く）</p> <p>児 童 →18歳に到達した日が属する年度の年度末までの人（ただし、乳幼児医療費助成の対象分を除く）</p>                                                                                  |
| 対象となる医療費 | <p>保険給付の対象となる医療費</p> <p>（健診代、診断書料、差額ベッド料、食事療養費等は対象外）</p>                                                                                                                                         |
| 助成額と助成方法 | <p>1か月の保険診療に対する自己負担額の合計から、1人1,000円を差し引いた額を助成。ただし、医療保険各法による付加給付及び高額療養費等があるときはその額を控除した額を助成します。</p> <p>※県外の入院及び外来の高額療養費は、加入保険者に各自で手続きをお願いします。</p> <p>※県内の入院の場合の高額療養費は、同意書兼委任状を頂いた上で、市が請求・受領します。</p> |
| 申請方法     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来及び県外の医療機関等では保険診療に対する自己負担額を一度支払った後、申請受付窓口で助成申請を行ってください。</li> <li>・ 県内での入院の保険適用分は1,000円となりますので、その度ごとの助成申請は必要ありません。</li> </ul>                           |
| その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成を受けようとする人は、受給資格証の交付を受けてください。</li> </ul> <p>必要なもの： 保険証・本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）・通帳等</p> <p>※場合によっては戸籍謄本等が必要となります。</p>                                   |

助成の例

保険給付対象となる医療費を3,000円支払った場合

|       |         |
|-------|---------|
| 自己負担金 | 1,000 円 |
| 市助成   | 2,000 円 |

▼問合せ先

こども課

TEL 0984-23-1278



## 寡婦医療費助成事業

寡婦の健康増進と福祉の向上を図ることを目的に、入院による医療費の一部が助成されます。

|          |                                                                                                                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者      | 1 小林市内に住所のある寡婦であること。<br>2 60歳以上70歳未満のひとり暮らしで国民健康保険法による被保険者であり、かつ、被保険者欄に他の被保険者の記載がない被保険者証の交付を受けていること。<br>3 生活保護法、精神保健法、結核予防法、その他の法令による医療費の全額給付を受けていないこと。<br>4 市民税が非課税であること。 |
| 対象となる医療費 | 保険給付の対象となる医療費（入院費のみ）<br>（健診代、容器代、診断書料、第三者行為等は対象外）                                                                                                                          |
| 助成額      | 入院費の一部負担金から4,000円を控除した額                                                                                                                                                    |
| 助成方法     | 一時立て替え払い分から、上記を差し引いた額を償還払（口座振込）                                                                                                                                            |
| 申請方法     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成申請書に1か月分の領収金額等を記入してもらい提出してください。</li> <li>・ 申請は、病院を受診した日の翌月から起算して1年間です。</li> </ul>                                               |
| その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成の給付を受けようとする人は、受給資格証の交付を受けてください。</li> </ul> 必要なもの：保険証・本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）・通帳等                                                |

助成の例： 保険給付の対象となる入院費が50,000円の場合

- ① 入院費から高額療養費に該当する部分を差し引きます。  
 $50,000円 - 14,600円 = 35,400円$
- ② この金額から自己負担額の4,000円を差し引きます。  
 $35,400円 - 4,000円 = 31,400円$
- ③ 市から振り込まれる助成金は 31,400円となります。

▼問合せ先 こども課 TEL 0984-23-1278



# 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、こども課に配置され、ひとり親家庭及び寡婦の経済上の問題、児童の就学、就職の問題、家庭紛争そのほかの身上相談に応じ、自立に必要な助言、指導を行っています。また、次のような制度の申請支援等も行っています。

## ▼母子父子寡婦福祉資金貸付制度

経済的な自立や児童の就学などで資金が必要となったときに利用できる制度です。母子・父子自立支援員が貸付や償還の相談に応じます。

## ▼ひとり親家庭等日常生活支援事業

### ○事業内容

ひとり親家庭及び寡婦の方が、資格取得のための修学や、病気で一時的に日常生活を営む上で支障が生じた場合などに、生活援助や保育サービスが受けられる事業です。

### ○以下のいずれかに該当

- ・技能習得のための修学
- ・就職活動
- ・疾病
- ・出産
- ・看護
- ・事故
- ・災害
- ・冠婚葬祭
- ・転勤
- ・出張
- ・学校等の公的行事への参加
- ・仕事で疾病等の子どもの面倒をみることができない
- ・ひとり親家庭等になって間がないなど、生活環境が大きく変わった など

### ○手続き方法

派遣対象となるには事前に登録が必要です。こども課で登録の手続きをしてください。

### ○自己負担

所得により、保育サービスで1時間当たり0～150円、生活援助で1時間当たり0～300円の自己負担が必要です。登録の際に、前年分の所得確認を行い負担額を決定します。

### ○その他

登録後、住所、家族構成等に変更があった場合（ひとり親家庭でなくなった場合等）は、変更（廃止）届が必要です。また、所得により自己負担が必要となるため、登録の次年度以降に利用する場合には、再度、前年分の所得の確認を行います。

## ▼問合せ先

こども課

TEL 0984-23-1278

## 母子世帯つなぎ資金

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、ひとり親家庭に対して、臨時的な緊急経費にあてるための資金を貸付しています。

### ▼対象者

小林市ひとり親福祉協議会に6か月以上加入している人

### ▼貸付の金額

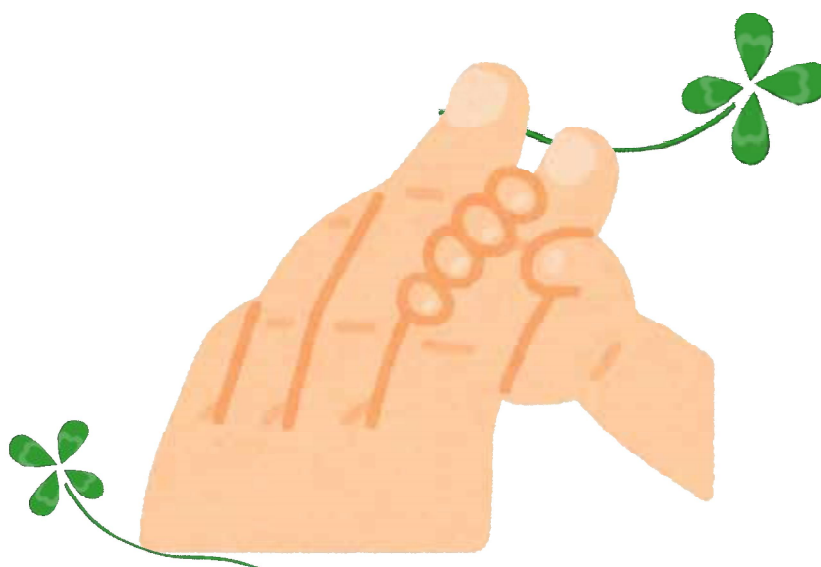
- ・ 一世帯 50,000円以内
- ・ 利 率 無利子
- ・ 償還期限 貸付を受けた日から6ヶ月以内かつ、年度内にすべての返還が必要となります
- ・ 償還方法 月賦又は一括払い

### ▼申込み先

小林市ひとり親福祉協議会

### ▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



# 母子・父子家庭自立支援給付金事業

## ▼自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、職業能力開発のための対象講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給します。

- 対象…以下の要件を満たす人が対象になります
  - ・ 母子家庭の母親または父子家庭の父親
  - ・ 児童扶養手当を受けているまたは同様の所得水準にある人
  - ・ 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を持っていない人
  - ・ 過去に訓練給付金または同様の制度による給付金等を受けていない人
- 給付額…受講料費用の2割相当額（上限100,000円、下限4,000円）
- 対象講座…雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

## ▼高等職業訓練促進費

ひとり親家庭の親が、看護師、介護福祉士等の資格を取得するために、6ヶ月以上養成機関等に通う場合に、生活費の一部を一定期間支給します。

- 対象…以下の要件を満たす人が対象になります
  - ・ 母子家庭の母親または父子家庭の父親
  - ・ 児童扶養手当を受けているまたは同様の所得水準にある人
  - ・ 就業または育児と就業との両立が難しいと認められる人
  - ・ 過去に訓練給付金または同様の制度による給付金等を受けていない人
- 給付額…

|               |    |          |
|---------------|----|----------|
| 前年度住民税非課税世帯の方 | 月額 | 100,000円 |
| 前年度住民税課税世帯の方  | 月額 | 70,500円  |
- 対象資格… 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師  
薬剤師、社会福祉士、歯科衛生士、美容師、製菓衛生師、調理師 等

## ▼申請

給付を希望される方は、事前相談・申請が必要となりますので、受講・就業開始前に必ずご相談ください。

## ▼問合せ先

|           |              |
|-----------|--------------|
| こども課      | 0984-23-1278 |
| 須木庁舎住民生活課 | 0984-48-3111 |
| 野尻庁舎住民生活課 | 0984-44-1100 |



## Ⅳ 子育て支援等

### 4 サポート拠点・協議会



# こども家庭センター

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子育てに関する不安や悩み、校や家庭内暴力など様々な相談を受け、必要な支援を行います。

## ▼家庭児童相談

### ○相談内容

- 子どもの性格、生活習慣、知能、ことばの発達、養育環境、ヤングケアラー  
学校や幼稚園・保育園での生活、子どもの心身の障がいに関する支援 など

### ○相談方法

- 相談は、来所、電話にて受け付けています。
- 受付日時  
月曜日から金曜日の9：00～16：00まで（祝日・年末年始は除く）
- その他

相談事項の秘密は、厳守します。

相談は、すべて無料です。



## ▼児童虐待相談

### 緊急の通報先(緊急の対応が必要な場合)

- 都城児童相談所 (0986-22-4294)
- 児童相談所全国共通ダイヤル (189「いちはやく」)
- 小林警察署 (23-0110、110番)

| 虐待の種類       | 内容                                                               |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待       | 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、ひきずり回す、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、タバコの火を押し付ける など       |
| 性的虐待        | 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など                             |
| ネグレクト(育児放棄) | ひどく不潔にする、食事を与えない、家に閉じ込める、病気になっても病院に連れて行かない、家や自動車の中に置き去りにする など    |
| 心理的虐待       | 言葉による脅し(「死ぬ」「産まれてこなければよかったのに」)、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で夫婦喧嘩を行う など |

場所 小林市真方89番地1 小林市保健センター  
TEL 0984-23-4319

# 要保護児童対策地域協議会

支援が必要な家庭、児童等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される協議会で、支援対象児童等へ適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

## ▼ 事業内容

### 1. 代表者会議

「小林市要保護児童対策地域協議会設置要綱」に規定する構成機関で、毎年1回開催します。

### 2. 実務者会議（定例ケース会議）

支援対象児童等の情報共有や今後の支援について協議することを目的とし、毎月1回開催（第4月曜日を定例化）します。

### 3. 個別ケース会議

関係機関の呼びかけにより招集し、必要に応じて不定期に実施しています。参加する機関もケースに応じて変更し、的確なアセスメントが実施できるようにします。

## ▼ 留意事項

- ・協議会は必要があるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされ、協力の求めがあった場合に、応じるように努めなければならないとされています。

- ・協議会には守秘義務が課せられており、情報の取り扱いには注意が必要となります。

## ▼ 問い合わせ先

こども課

TEL 0984-23-4319